

事務事業評価資料

施策名	私立学校教育の充実支援		所管部局課名	企画県民部教育・情報局教育課																													
事業名	私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助		担当者電話番号	私学第1係 078-362-3104																													
事業目的	経済的不況に起因する失業、倒産により家計が急変した児童生徒の就学の機会を確保する。																																
事業内容	県内及び隣接府県の私立高等学校等に在籍する県内生徒の学資負担者で、収入が一定基準以下の者を対象として学校法人等が行う授業料軽減事業に対して補助を実施 補助対象 私立学校法人等 補助内容（生徒一人あたり年額）			事業開始年度	昭和43年度																												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">小・中学校</th> <th colspan="2">県内高校</th> </tr> <tr> <th>軽減単価</th> <th>所得基準</th> <th>軽減単価</th> <th>所得基準</th> </tr> <tr> <td>183千円</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td>120千円</td> <td>生活保護受給世帯</td> </tr> <tr> <td>150千円</td> <td>課税総所得金額 0円</td> <td>70千円</td> <td>年収250万円未満</td> </tr> <tr> <td>75千円</td> <td>課税総所得金額 60万円以下</td> <td>50千円</td> <td>年収350万円未満</td> </tr> <tr> <td>50千円</td> <td>課税総所得金額120万円以下</td> <td>30千円</td> <td>年収570万円未満</td> </tr> <tr> <td>30千円</td> <td>課税総所得金額220万円以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		小・中学校				県内高校		軽減単価	所得基準	軽減単価	所得基準	183千円	生活保護受給世帯	120千円	生活保護受給世帯	150千円	課税総所得金額 0円	70千円	年収250万円未満	75千円	課税総所得金額 60万円以下	50千円	年収350万円未満	50千円	課税総所得金額120万円以下	30千円	年収570万円未満	30千円	課税総所得金額220万円以下			
	小・中学校		県内高校																														
軽減単価	所得基準	軽減単価	所得基準																														
183千円	生活保護受給世帯	120千円	生活保護受給世帯																														
150千円	課税総所得金額 0円	70千円	年収250万円未満																														
75千円	課税総所得金額 60万円以下	50千円	年収350万円未満																														
50千円	課税総所得金額120万円以下	30千円	年収570万円未満																														
30千円	課税総所得金額220万円以下																																
隣接府県高校・県内専修学校高等課程・県内外国人学校高等部通学者は上記金額の1/2を補助。																																	
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額	平成21年度当初予算額	平成22年度当初予算額																													
	事業費	(2,372 千円) 5,105 千円	(2,463 千円) 4,926 千円	(5,165 千円) 10,225 千円																													
	人件費	2,541 千円	2,508 千円	2,461 千円																													
	総コスト (+)	7,646 千円	7,434 千円	12,686 千円																													
事業の目標	生徒の就学機会の確保		[目標設定理由]県民の私学への選択に応えるため																														
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率 (%)																										
		目標値	年度				H20	H21	H22																								
		県民による私立高校の選択（募集定員充足率）	100%	-	89.6%	85.0%	90.0%	89.6%	85.0%	90.0%																							
評価結果	必要性	学資負担者の経済的不況に起因する失業、倒産による家計急変から就学の継続が困難になった者の就学機会の確保のため必要である。																															
	有効性	学資負担者の経済的不況に起因する失業、倒産による家計急変から年度途中で転校・退学を余儀なくされる生徒を救済することができる。																															
	効率性	家計急変となり就学の継続が困難になった生徒を対象としている。なお、平成20年度から所得制限及び補助額を見直し、より所得が低い層に手厚い支援を行っている。																															
	民間・市町との役割分担	私立学校法により私立学校の所轄庁は都道府県と位置付けられているため、県が執行するのが適当である。																															
	受益と負担の適正化	平成22年度から国の就学支援金が導入されることに合わせ、軽減額の見直しを行った。所得基準により軽減額に差を設けることにより、受益と負担の適正化を図っている。																															
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し																												
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定																										
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他																									
説明	引き続き本事業を実施することにより、県民生徒の就学機会の確保を図る。 【平成22年度の改正点】 国の就学支援金制度の創設に合わせ、県内高校通学者の軽減額を改正。専修学校高等課程（県内校）生徒、外国人学校高等部（県内校）生徒を新たに対象に追加。県外高校通学者については、県内高校通学者の1/2を補助。																																